

# 定 款

(令和4年6月29日改正)

東京汽船株式会社

昭和26年12月23日	全面改正
昭和27年11月3日	改正
昭和28年5月26日	改正
昭和29年5月28日	改正
昭和31年4月1日	改正
昭和31年5月28日	改正
昭和33年5月31日	改正
昭和34年1月22日	改正
昭和37年5月10日	改正
昭和37年5月25日	改正
昭和37年7月25日	改正
昭和38年5月30日	改正
昭和39年5月30日	改正
昭和41年5月30日	改正
昭和43年5月31日	改正
昭和44年5月31日	改正
昭和47年5月31日	改正
昭和50年5月31日	改正
昭和52年6月30日	改正
昭和57年6月30日	改正
平成3年6月27日	改正
平成6年6月29日	改正
平成14年6月27日	改正
平成15年6月27日	改正
平成16年6月29日	改正
平成17年6月29日	改正
平成18年6月29日	改正
平成21年6月26日	改正
平成27年6月26日	改正
平成30年7月1日	改正
令和4年6月29日	改正

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第 1 条 当社は、東京汽船株式会社と称し、英文ではTokyo Kisen Co., Ltd. と称する。

### (目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 曳船業
- (2) 海上運送事業
- (3) 船舶の売買業
- (4) 港湾運送事業
- (5) 交通船事業
- (6) 海洋再生可能エネルギー向け各種事業
- (7) オフショア作業船事業
- (8) 船舶管理業
- (9) 船員派遣事業
- (10) 海事コンサルティング業
- (11) 自動車運送事業
- (12) 観光事業
- (13) 前各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を横浜市に置く。

### (機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## (公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、40,040,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

### (単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合において当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

#### (株主名簿管理人)

- 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

#### (株式取扱規則)

- 第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

#### (招集の時期)

- 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (株主総会の基準日)

- 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して随時に基準日を定めることができる。

### (招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (招集地)

- 第 16 条 株主総会は、本店の所在地または東京都区内において開催する。

### (電子提供措置等)

- 第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### (議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに  
その他法令に定める事項については、これを議事録に記載ま  
たは記録する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は、18名以内とする。

### (取締役の選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の  
議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の  
過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち  
最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締  
役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

- 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。



### (取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに  
その他法令に定める事項については、これを議事録に記載ま  
たは記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印  
または電子署名する。

### (取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役  
会において定める取締役会規則による。

### (相談役および顧問)

第 30 条 取締役会の決議により相談役および顧問若干名をおくことが  
できる。

### (取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社か  
ら受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠っ  
たことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害  
賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって  
免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業  
務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠っ  
たことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが  
できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が  
規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### (監査役の員数)

第 33 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

### (監査役の選任方法)

第 34 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (補欠監査役の選任に係わる決議の効力)

第 36 条 補欠監査役の選任に係わる決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (常勤の監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

### (監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### (監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### (監査役の責任免除)

第 43 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠つ

たことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### （会計監査人の選任方法）

第 44 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### （会計監査人の任期）

第 45 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

### （事業年度）

第 46 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### （剰余金の配当の基準日）

第 47 条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### (配当の除斥期間)

第 48 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金（金銭による剰余金の配当）に対しては利息をつけない。

### (附則)

1. 定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。
3. 本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。